

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考																							
<p>国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程</p> <p>第1条～第4条 省 略</p> <p>( 寄宿料の額 )</p> <p>第5条 東京農工大学学則第4 2条第4項に定める寄宿料の額については、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="174 762 913 906"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>寄 宿 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>櫛 寮</td> <td>月額 7 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>楓 寮</td> <td>月額 4 , 3 0 0 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6条～第18条 省 略 ( 現行どおり )</p>	区 分	寄 宿 料	櫛 寮	月額 7 0 0 円	楓 寮	月額 4 , 3 0 0 円	<p>第1条～第4条 省 略 ( 現行どおり )</p> <p>( 寄宿料の額 )</p> <p>第5条 東京農工大学学則第4 2条第4項に定める寄宿料の額については、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1021 762 1729 957"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>寄 宿 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>櫛 寮</td> <td>月額 3 0 , 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>楓 寮</td> <td>月額 4 , 3 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>桜 寮</td> <td>月額 3 0 , 0 0 0 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 東京農工大学学寮規程第1 2条に定める共益費及び第1 2条の2に定める退去時清掃費については、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="987 1101 1796 1248"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>共 益 費</th> <th>退去時清掃費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>櫛 寮</td> <td>月額 2 , 2 0 0 円</td> <td>3 0 , 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>桜 寮</td> <td>月額 2 , 2 0 0 円</td> <td>3 0 , 0 0 0 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6条～第18条 省 略 ( 現行どおり )</p>	区 分	寄 宿 料	櫛 寮	月額 3 0 , 0 0 0 円	楓 寮	月額 4 , 3 0 0 円	桜 寮	月額 3 0 , 0 0 0 円	区 分	共 益 費	退去時清掃費	櫛 寮	月額 2 , 2 0 0 円	3 0 , 0 0 0 円	桜 寮	月額 2 , 2 0 0 円	3 0 , 0 0 0 円	
区 分	寄 宿 料																								
櫛 寮	月額 7 0 0 円																								
楓 寮	月額 4 , 3 0 0 円																								
区 分	寄 宿 料																								
櫛 寮	月額 3 0 , 0 0 0 円																								
楓 寮	月額 4 , 3 0 0 円																								
桜 寮	月額 3 0 , 0 0 0 円																								
区 分	共 益 費	退去時清掃費																							
櫛 寮	月額 2 , 2 0 0 円	3 0 , 0 0 0 円																							
桜 寮	月額 2 , 2 0 0 円	3 0 , 0 0 0 円																							

附 則 省略	附 則 省略（現行どおり）	
--------	---------------	--

附 則（21経教 規程第29号）

- 1 この規程は、平成21年11月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日に、二人で櫛寮の一居室を使用する許可を受けている者の寄宿料の月額、第5条第1項の規定にかかわらず、入居の許可を受けた期間内において、一人当たり月額15,000円とする。ただし、当該者が、当該期間内において一人で居室を使用することとなった場合の寄宿料の月額は、同居していた者が退寮した日の翌月から、同条同項に定める額とする。
- 3 この規程の施行日において、二人で櫛寮の一居室を使用する許可を受けている者の退去時清掃費は、第5条第2項の規定にかかわらず、一人当たり15,000円とする。